

平成30年度第3回厚生労働省公共調達中央監視委員会 (第一分科会) 審議概要

開催日及び場所	平成30年12月26日(水) 厚生労働省共用第8会議室	
委員(敬称略)	第一分科会長	浅岡 輝彦 あさひ法律事務所 弁護士
	委員	笥 淳夫 工学院大学建築学部 教授
	委員	枝松 広朗 あおば公認会計士共同事務所
審議対象期間	原則として平成30年7月1日～平成30年9月30日の間における調達案件	
抽出案件	11件	(備考)
報告案件	0件	「報告案件」とは、各部局に設置された公共調達審査会で審議された案件について報告を受けたものである。
審議案件	11件	
意見の具申または勧告	なし	
委員からの意見・質問に対する回答等	意見・質問	回 答
	下記のとおり	下記のとおり

【審議案件1-1】

審議案件名 : 国立療養所沖縄愛楽園第6変電所高圧ケーブル更新工事
 資格種別 : -
 選定理由 : 随意契約を実施している案件中、緊急随意契約の妥当性について、確認する必要があるため
 発注部局名 : 国立療養所沖縄愛楽園
 契約相手方 : 株式会社九電工 沖縄支店
 予定価格 : 5,995,080円
 契約金額 : 5,940,000円
 落札(契約)率 : 99.1%
 契約締結日 : 平成30年7月18日

(調達の概要)

会計法第29条の3第4項に基づく随意契約を行った。

意見・質問	回 答
平成30年6月30日に障害が発生し、それから数日間は台風が来ているということで点検を見合わせ、7月6日に点検を実施、その結果として、当然、修繕が必要だと決定、7月18日に契約をしたということですが、障害が発生してから契約まで18日間あります。これは仮定の話になりますが、競争性のある契約をすることは可能だったのかということが1つ疑問点としてあります。例えば、一般競争入札、期間的に非常に厳しい状況であることは重々承知しておりますが、これで一般競争入札を行うことは可能だったのかという視点でご回答を頂きたいと思っております。	当初は、当然、500万円を超えていますので、一般競争入札で準備をしておりました。調査を終えて業者から参考見積りをもらったのが9日で、そこからすぐに予算が付きましたが、その時点で当初、スケジュールを計画しますと、最短でも7月末が開札日になる予定でした。当然その間、非常用の発電機で常時動かしており、そちらがどんどん修理の必要な状況になってきて、いつ止まるかも分からないという状況がありました。これが止まってしまうと、当然、下水ですので、それが全部海に漏れ出すと、あの一帯は国に指定されている国定公園ですので、海洋汚染につながるというところもあり、ライフラインの1つですので、入札に介さず緊急性を必要とするという判断で、一応18日に随意契約を行いました。
点検の実施から契約まで約12日間ありますが、その間に株式会社九電工とA社、両者から参考見積りを取っていますが、2者から参考見積りを取って最終的に株式会社九電工と契約したのはどういった過程になりますか。	9日に株式会社九電工から参考見積りを受けましたが、入札する上では株式会社九電工はA等級だったので、入札するのであれば入れないということで、沖縄県の業者ランキングからC、Dの業者30者ぐらいに片っ端から電話し、前向きに検討してくれる業者が3者あり、その3者に9日から13日までの間に、実際に現場を見てもらい、工事ができるかどうか判断をしてもらった、これが、その約1週間の中での動きになります。実質10日から13日までに3者に来てもらって、実際、その中で最終的に随意契約という判断を下した後、3者のうち2者に見積りを出してもらい

	<p>ました。1 者は、やはり無理ですということでした。株式会社九電工と併せてその 2 社に見積りを実際出してもらい、九電工が一番安かった。緊急性での随意契約と決めた段階で、株式会社九電工からは最初に予算要求書を出してもらったので、その後、ほかの 2 者から見積りを出してもらい、再度、株式会社九電工からも再見積りをもらって、やはり株式会社九電工が一番安かったので契約しました。</p>
<p>今のお話だと九電工からは 2 回ということですか。</p>	<p>はい。</p>
<p>その理由は。</p>	<p>当初は、検査した後に、当然予算をもらわないと工事ができませんので、予算をもらうための暫定的な見積りという形です。</p>
<p>参考のためですね。</p>	<p>その後は、他の業者に出してもらった後、見積り比較もあり、再度、仮設の電源なども準備しなければいけないという詳細も出てきたので、そこも併せて、もう一度出して欲しいということでした。</p>
<p>それが税抜き価格の今回の 594 万円ということですか。</p>	<p>はい。</p>
<p>その前は幾らだったのですか。</p>	<p>その前が予算要求、一応、594 万だったかと思います。すみません、こちらに付けていないのですが、約 600 万円ということでももらったような気がします。</p>
<p>分かりました。参考見積りを入手し、その後、予定価格の設定にかかられたと思いますが、この資料に予定価格調書があり、その予定価格調書の内訳書が添付してあります。この内訳書の内容がⅠのケーブル撤去工事、Ⅱの高圧引込設備工事と、2 項目の内訳書しか、ここには添付されていないように思うのですが、その後の、例えば、Ⅲ運搬費、Ⅳ現場管理費、Ⅴ安全管理費、Ⅵ諸経費の内訳の検討は予定価格の設定の際に、何らかの形でしたのでしょうか。</p>	<p>基本的には参考見積りをそのまま予定価格にしているところはあります。全館停電下ですので、仮設の電源のリース料など、そういったものは前年度実績の定期点検のときに行った分の見積りをプラスした形にはしています。そこは業者の参考見積りをそのまま予定価格にしています。</p>
<p>なるほど、参考見積りに対する検証手続についてはいかがですか。</p>	<p>検証手続。</p>
<p>例えば、過去の実績や他の省庁との比較や市況、そういった要素についても予定価格の設定の際には、考慮しなければいけないとなっていると思いますが、この内訳書を見ると、運搬費、Ⅲ以下の項目については、どういった検証をされたのかが分からないと感じてしまうのですが、いかがでしょうか。</p>	<p>検証ということでは、すみません、やっていません。</p>
<p>やっていないですか。</p>	<p>はい。</p>
<p>今後については、その辺の検証も十分に行って予定価格の設定をしていただきたいと思います。あと 1 つ、予定価格の内訳書の項目の内容を見ますと、Ⅰ～Ⅵまで順番に項目ごとに価格が設定されており、その下に小計があり、その右側に参考値引きという項目が入っているのですが、予定価格に値引きを入れるのは、少し違和感があるのですが、いかがでしょうか。</p>	<p>はい、そのとおりです。</p>
<p>こういった適切に項目ごとに積み上げて価格設定をされているわけですが、値引項目を入れることによって、その価格が正しくないというようなことを、自ら言ってしまうような面があるので、この予定価格の調書の中に値引きを入れるのは、できれば止めていただきたいと思います。</p>	<p>はい、分かりました。</p>
<p>(分科会長の意見) この案件については、特にありません。</p>	

【審議】	
審議案件名	高架水槽更新整備工事実施設計業務
資格種別	設計一建築関係コンサルタント（A又はBランク）
選定理由	総合評価落札方式を実施している案件中、落札率が100%であるため
発注部局名	国立療養所星塚敬愛園
契約相手方	日本水工設計株式会社
予定価格	9,720,000円
契約金額	9,720,000円
落札(契約)率	100%
契約締結日	平成30年8月3日

(調達の概要)
 一般競争入札（総合評価落札方式）を行ったところ、1者応札があり、日本水工設計株式会社が契約の相手方となった。落札率は100%である。

意見・質問	回答
<p>予定価格からお話を伺いたと思います。 内訳書に、合計金額の906万9,000円を「改め」ということで2段書きにされていて、6万9,000円を切ってしまったということなのですが、これはいかがなものかなと思うのですが。</p>	<p>結果として、そうしてしまいました。 そのままで予定価格を立てればよかったのかもしれませんが、若干の端数が生じたということで端数調整をした結果が、このような形になってしまったのかなと思います。</p>
<p>これを「端数」と言うかは、端数とは言わないのかなと思いますが、いかがでしょうか。 それで、資料の技術点の評価方法の所に技術評価ということで数字があります。日本水工設計株式会社の最終的な加算点合計は41.45点という理解でよろしいですか。</p>	<p>はい。</p>
<p>「加算点」という言葉からすると、これに標準点というものはあるのでしょうか。何かに加算をしたという意味ですよね。</p>	<p>資料、価格評価点の算出方法が(2)の②にあります。こちらで、先ほどの技術点以外にも、応札してもらう価格に対しての点数、これと先ほどの45点の技術評価点とを加えて、総合評価の点数として算出する方法となっています。</p>
<p>この加算点という意味は、価格点に足すという意味ですか。</p>	<p>はい、そういうことです。</p>
<p>普通の考え方をしますと、技術点に標準点があって、それプラス技術加算点という意味合いではないのですよね。</p>	<p>工事の総合評価を算出する方法と、設計の総合評価を算出する方法と異なっていて、設計の場合は資料に記載されているような形で算出されているものを採用しています。</p>
<p>最終的な評価としては、もちろん技術点と価格点を合計した点数ということになりますよね。</p>	<p>はい。</p>
<p>その合計値を足した資料というのは、どこにあるのでしょうか。開札調書があり、技術点は41.45というものがありますが、価格点を足されたものは特になのですが、それでよいのでしょうか。</p>	<p>第1回入札の価格評価点は0点になっていて、これは落札金額が100%になってしまっているため、予定価と同額なので、ここは0点になっていて、技術評価点として41.45ということで最終的な評価をしているという意味になると思います。</p>
<p>落札率が100%ということで、技術点と足した結果、技術点とイコールということで了解しました。 日本水工設計株式会社の従業員の健康保険証のコピーがあります。ここに技術に関する資格を持つ人の資格証明書、それから日本水工設計株式会社に在籍しているかどうかを確認するための社員証ないし健康保険証があるのですが、両者については、日本水工設計株式会社に所属しているかどうか、このコピーからは読み取れないのですが、雇用契約等はどうなっているかの確認はしましたか。</p>	<p>この2名に対してまでは確認を取っていませんが、今回公募するに当たり、照査技術者と管理技術者の技術経験のある方を求めており、その中でこの2名の方はそこまでは確認していないのですが、そのほかの照査設計の方と管理技術者の2名の確認は取っています。</p>
<p>この日本水工設計株式会社の部分について削除された形でコピーしているので、仮にほかの会社の健康保険証を持っているとすれば、この選定に影響するのでしょうか、しない</p>	<p>今回の設計に関しては影響しません。</p>

のでしょうか。	
影響しないのですね。	はい。
一応こういったケースについては、会社名を削除して、消した形でコピーしていますが、そういうことはしなくて、はっきりと正直にコピーをしたほうが、むしろよろしいのではないかと思います。	
今のことで気が付きましたが、B氏は第3種電気主任技術者の資格を取っていますが、この人を外すと電気技術者はいますか。	担当技術者という形でこの人の名前が挙げられています。
不安要素が残りますね。	そうですね。
別のことをお伺いしますが、一者応札になったという辺りのことをお聞きします。要因分析の所に、「今回の設計は特殊な案件であり」とあるのですが、特殊というのは何が特殊だったのでしょうか。	大規模な水道の工作物という意味合いで「特殊な案件」と考えています。
これは高架水槽ですよ。	はい。
大きかったということですか。	はい。
それは施工者が参加できないぐらい、かなり大きな特殊性を持っているような工事だったのですか。	いや、当初は1者ではなくて、うちのほうもA又はBランクで条件公募してしまして、もう少し来るかとは思っていたのですが、実際のところは1者しか来なかったということです。入札名簿などもいろいろと事前に調査はしているのですが、鹿児島県で設備設計等の業務をしている会社はAランクとBランクを合わせて37者ほどあり、それ以外に、今回、鹿児島県に支店や営業所等を設けている所も参加可能といった形で公募をかけているのですが、そちらも水道コンサルタント協会の名簿で確認したところ、18者ほどあります。こちらの18者というのは、東京都に本店があるような大きな会社で、それだけを合わせても55者ほどありましたので、もう少し来るのかなと想定していましたが、後からいろいろ聞いた話によりまして、水道業務が震災以降は煩雑になってしまして、熊本県に業者は手を取られているといったことで、参加が少なかったのではないかと思います。
総合評価審査委員会の議事録がありますが、「今回は昨年1者応札があったためエリアを拡大して鹿児島県、宮崎県の業者が参加できるようになっています」と書かれています。まず、先ほどの広報の仕方ですが、ここには「宮崎県の業者が」と書いてあり、他では「鹿児島建設新聞」と書いてあるだけですが、この違いは何かありますか。	今回、この委員会は、5件の入札案件に対して一度に委員会を開催しており、その中で、ほかの工事業務などは鹿児島、宮崎県で公募をかけているのですが、この水道業務に関しては、先ほどの説明のとおり、55者ほどいたので、鹿児島県だけでも十分に応札者がいるのではなかろうかと思ひまして、この案件については鹿児島県でしか公募はかけていません。
そうですか。他に方法はあったのでしょうか。もう50何者あるから、それで十分だというのが、これ以上の努力はできないということなののでしょうか。つまり、今、九州の中でかなり業者が県をまたいで動いているということは理解していたわけですよ。	そうです。 あとは、その時期にもよるとは思うのですが、震災だけではなくて、鹿児島県の今の状況から言いますと、今年は台風が多かったということもあり、そちらのほうで設計の業者も手を取られていること、ローカルなことで言うと、鹿児島県の大隅半島のほうでは学校の発注などが相次いであって、そちらでも人が取られているといった状況が重なって、今回は少なかったのかと思っています。
(分科会長の意見) そうであれば余計に視角を広げて、やはり入札を期待するのが本来ではないのでしょうか。 では、今後活かすということで。	はい。
【審議案件3-1】	

審議案件名	：地下タンク廃止工事
資格種別	：－
選定理由	：随意契約を実施している案件中、関連性のある調達で随意契約の妥当性について、確認する必要があるため、また、一括調達の可能性について確認する必要があるため
発注部局名	：国立療養所菊池恵楓園
契約相手方	：有限会社ホンダ機器工業
予定価格	：1,914,118円
契約金額	：1,603,972円
落札(契約)率	：83.8%
契約締結日	：平成30年9月5日

(調達の概要)
 会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条第2号に基づく随意契約を行った。

【審議案件3-2】	
審議案件名	：地下タンクライニング工事
資格種別	：－
選定理由	：随意契約を実施している案件中、関連性のある調達で随意契約の妥当性について、確認する必要があるため、また、一括調達の可能性について確認する必要があるため
発注部局名	：国立療養所菊池恵楓園
契約相手方	：有限会社ホンダ機器工業
予定価格	：1,849,589円
契約金額	：1,552,716円
落札(契約)率	：83.9%
契約締結日	：平成30年8月6日

(調達の概要)
 会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条第2号に基づく随意契約を行った。

意見・質問	回答
地図を見ますと、このタンクはもちろん別物なのですね。それで、場所がちょっと違う所にあるわけですね。	はい。
タンクが全部で2個あるのですか。	今回の分は2個です。
まだ別にあるのですか。	はい。
そうすると、どのタンクなのか非常に分かりにくいのですが、こういったタンクに名前は付いていないのでしょうか。	号数は付いていなくて、1号、2号という感覚ではなくて、ただボイラー用に使う2基というか、設置された年月日で分けているだけです。
1号基とか2号基とか、名前を付けた方が分かりやすいのかなという気がします。	すみません。
地下タンクの廃止工事については、随意契約の中でも少額随契ということで履行されているという理解でいいですか。	はい。
地下タンクライニング工事については、先ほどの説明ですと、緊急随契ということですか。	いえ、緊急ではないのですが、もともと予算が付いていたので、予算が付いた時点でうちのボイラー技師が見たところ、漏洩が確認できたので、当初の参考見積りを取った業者に見てもらい、やはり漏れているということで、本来は消防署に届出、いろいろな書類を出さなくてはいけないので、消防署からも早めにするのであったら問題ないということで。
分かりました。緊急というと、少額随契の枠内ではありませんが、早急な手続をしたということですね。	はい。
まず地下タンクの廃止工事のほうから質問しますが、参考見積りとして、有限会社ホンダ機器工業、A社、B者の3者から参考見積りを取り、それを基に検証をした上で、予定価格を設定していますが、参考見積りよりも予定価格のほうをわざわざ高く設定をしたということは、どのような検証過程、要因があったのですか。	工事費については、参考見積りを参考に設定し、共通費を国土交通省の統一基準の算出率を用いて算出していますので、これだけの差異が出てきているのだと思います。
具体的には今の説明内容は、予定価格調書のどの部分に反映されているのですか。	資料の上のほうに「直接工事費」という記載がありますが、真ん中ほどの「共通費」、この共通費の部分は、国土交通省

	の統一基準で共通費の算出基準を用いて算出しました。
その共通費部分が、予定価格の上昇につながったということですか。	結果的にはそうなっています。
でも、予定価格を参考見積りよりも上にする必要はあったのですか。	共通費については、共通の基準を用いたほうがよいのではないかと判断したところです。
そうすると、直接工事費については参考見積り書のデータを取ったけれども、共通費については別途、こちら側で付け加えたということですか。	はい。
それで、最終的になぜ有限会社ホンダ機器工業を契約相手方として選択したのですか。	3者の中で最低価格を示していたということです。
仮に、最低価格を出してきた業者だとしますと、有限会社ホンダ機器工業は参考見積りを出してきているわけで、わざわざ契約金額をその金額より160万に上げていますが、なぜそのようにしたのですか。	見積書には消費税が含まれていません。契約金額は消費税を含んでいるので、括弧書きの所の金額と一致しています。合計金額の横の所に「消費税は含まれておりません」と記載していますので、税抜きで向こうが見積りを出してきています。
消費税込みの金額だからということで、ほぼイコールで出してきたということですね。	はい。
そうすると、有限会社ホンダ機器工業だけが消費税込みの160万の額に対応しているということで、有限会社ホンダ機器工業を選択したということですね。	はい。
最初の時系列のことを整理させていただきたいのですが、ボイラー用のタンクと自家発電機用のタンクがあって、自家発電用のタンクは油の漏洩によりライニングが必要だと。つまり、それが見つかったので、最終的には少額随契でやったけれども、意図したところは緊急随契だという理解でよろしいですか。それで、それとは全く関係ないところで、ボイラー用のタンクの埋戻しのお話を予定どおりに粛々とスケジュールに乗ってやっていたということですか。	はい。
確認をしたいのは、おおむねこの2つの契約は1か月ぐらい時期がずれているわけなのですが、相手方の参考見積りを取っている3者とも同じ会社ですから、つまり1つの会社で両方の仕事を請けることは可能だったわけですね。ですから、そこで入札にするということはできたはずなのだけれども、あえてこれを少額随契で2つに分けたのは、その1か月間を待てなかったからだという事なのですか。	そうです。消防署に1回言ってしまったものですから、消防署からも急いでやってくれということで、急いでやろうということになりました。
9月に行った工事を前倒して入札するという事は。そうすると入札の時間もなかったという理解ですか。	はい。正直申しまして、ボイラー技師に漏洩が確認できたので、急いで工事をしなくてはいけないということで、もう予算も付いているので、そのまま、入札でなくても急いでやろうということでやりました。
本来は緊急随契だったということですね。	はい。
それならそれで緊急随契とすればいいので、そうではない形でやるというのは、やはりおかしいですよ。	はい。
(分科会長の意見) 今言われた消防署の指示というのは、届出を出すか出さないかだけの差ではないですか。こういうやり方をしたら、届出を出さなくて済むから半分に分けてやるという疑いの目で見られてしまいます。同じ業者が250万円以内で2つと。これは誰が見てもおかしいです。今後はこういうことがないようにしてください。	はい。
【審議案件4】	
審議案件名 : A重油 JIS1種1号(140キリットル)	
資格種別 : -	
選定理由 : 随意契約を実施している案件中、関連性のある調達で随意契約、の妥当性について、確認する必要がある	

ため	
発注部局名	： 国立療養所 邑久光明園
契約相手方	： 朝日エナジー 有限会社 外
予定価格	： 10,541,664円
契約金額	： 10,571,904円
落札(契約)率	： 100.29%
契約締結日	： 平成30年7月5日 外

(調達の概要)
 会計法第29条の3第4項に基づく随意契約を行った。

意見・質問	回 答
<p>当初の予定価格は6万6,000円/kLと設定されており、そのときの予定価格算出内訳書があります。設定のやり方ですが、真ん中から下のほうにどのようにして設定したかについて書いてあります。前の期は5万8,300円で、その後の3月16日、6月20日はどういう意味の日付なのでしょう。</p>	<p>期間間の物価指標から物価上昇率を考えており、その期間の間での物価上昇率を最初と最後で捉えているというところで、前回の契約金額をベースにそれを乗じて、もし、それがマイナスになっていれば予定額は前期よりも下がります。</p>
<p>6月20日についてもA重油の安値という値に注目して価格設定されていますが、高値に注目しない理由は何かあるのですか。要するに、一般競争入札で四半期ごとの価格の、恐らく、実勢価格は平均値になるかもしれませんが、将来見通しが、算出過程の中に入っていない問題があるのではないかとこの疑問です。</p> <p>過去の価格に、3月付け、6月付けの最安値の価格予想を入れて計算してしまうと、実勢価格が上昇過程においては、どうしても低い予定価格しか算定されないという欠陥が出てきてしまうのです。恐らく、これは正に上昇過程にあったのだと思いますが、6万6,000円に設定したことが、実勢価格と非常に不釣り合いな予定価格の設定になってしまったということだと思います。やはり、長期にわたって供給契約をするわけですから、将来見通しという要素も入れていただかないと、どうしても予定価格の設定に誤りが出てしまうのではないかと思います。いかがでしょうか。</p>	<p>今回、その点について本省会計課から指導があり、今まで4四半期に分けて公告して調達していましたが、契約の附則状況として、契約物品の市場価格に著しい変動がある場合は、甲乙の協議の上、変更することができるという規定を書きます。その規定があっても、具体的に計算式で定量的に示されるものがないといけないというところがあり、そこは、仕様書の中でしっかり書いて、発注側だけが得をするような状況にはならないように考えたいと思っています。</p> <p>今後の調達に際しては1回だけで行うということで、近々ある調達委員会にかけることになりました。その枠、1年間で捉えて契約をしたい。その際に、相手方から変動要件を要望されても、無下に断ることのないように、定性的ではなく定量的なものできちんと示して、お互いが納得できる、特に当園のような所はへき地にあるため、なかなか業者が札を入れてくれないところもあり、そういうところが更に厳しくなると、応札してくる業者が全くなくなるような状態になります。そこは、きちんと、こういうルールで粛々と淡々とやっていきますということを明記してやりたいと思います。</p>
<p>今回、予定価格が3つ必要だったのですよね。</p>	<p>はい。</p>
<p>最初の6万6,000円の予定価格調書、それから、最後の7万500円の予定価格調書はあるのですが、この中に真ん中の予定価格調書は入っているのでしょうか。6万9,500円ですか。</p>	<p>そこは100万を超える随意契約ということで、予定価格調書の作成は義務付けられており作成しています。この資料の中には付けていません。</p>
<p>3回のうち2回目の部分についてはどうですか。</p>	<p>予定価格調書は作成しています。</p>
<p>今回の資料の中に予定価格調書が入っていなかったということですね。</p>	<p>申し訳ありません。それは、そのように作るようになっておりますし、見積書も徴取しております。</p>
<p>分かりました。では、入れておいてください。</p>	<p>申し訳ありません。</p>
<p>入札を行う前にいろいろ情報収集して、落札する見込みがないから随意契約を行ったということですか。</p>	<p>かなり強気でいきました。この3業者に絞ったわけではなくていろいろな業者にお願いしましたが、結果的にその業者しか出てきませんでした。実勢価格からしたら、ひよっとしたらこれは少し厳しいかと思いつつも、やってみないと分からないということでやりました。実勢価格に沿ったような形で予定価格を立てていけば、うまく予定価格の範囲内の落札になったと思うのですが、今回、担当者が少し強気でいくということで強気で臨みました。</p> <p>実際、6万、7万台で、時期によって、また病院によって</p>

	は、最近ではオール電化、ガスと電気の併用という形に変わり、夏場に重油やボイラーに頼るような、それを熱源にするような所がだんだん減ってきている中で、交渉はなかなか厳しい状況であると言ったのですが、やってみないと分からないということでやってみたのです。決して、後々、随意契約にするつもりではなく、一発で契約したいという思いでやりました。
入札をやって開札をしたけれど、まとまらなかったため、随意契約をやる。先ほどの説明の中にもありますが、随意契約を続けていたということが非常に問題ではないかと思えます。	はい。
最初に問題点と対策について話がありましたが、やはり、予定価格を変えてもう一度やってみるとか。大変申し訳ありませんが、「安易に」という言葉を使わせていただきますが、随意契約を使い続けるということは、本来、望ましくないのではないかと思います。	
(分科会長の意見) この案件については、特にありません。	
【審議案件5】 審議案件名 : 固形癌患者を対象としたQQL測定業務一式 資格種別 : 役務の提供等 (A、BまたはCランク) 選定理由 : 総合評価落札方式を実施している案件中、1者応札であり、落札率が100%であるため 発注部局名 : 国立保健医療科学院 契約相手方 : 公益財団法人パブリックヘルスリサーチセンター 予定価格 : 74,982,000円 契約金額 : 74,982,000円 落札(契約)率 : 100% 契約締結日 : 平成30年7月11日	
(調達の概要) 一般競争入札(総合評価落札方式)を行ったところ、1者応札があり、公益財団法人パブリックヘルスリサーチセンターが契約の相手方となった。落札率は100%である。	
意見・質問	回 答
一者応札の理由で、A社が入札に参加しなかった理由として要員不足ということのようですが、ほかに何か理由は考えられないのでしょうか。	他者も含めてということですか。
はい。	この件は、臨床現場、病院や医療機関等でデータを集積していただくという事業です。臨床研究の知見を持った適正な業者がなかなか少なかったということに起因するのかと考えています。
例えば、この案件について、ほかの業者で言うとうるような所が可能ですか。	医薬品を開発するときに治験を実施しているアウトソーシング先として、医薬品開発業務受託機関、CROと言われる機関があり、そういう所だと臨床研究や治験のノウハウを持っているので可能かと思いますが、一般のCROのような企業は、正直に言うとかかなり単価が高い。いわゆる製薬企業の治験を相手に商売をしているので、なかなか国立機関で契約できるような金額ではないことが多く、今回、あまり積極的に声掛けはしなかったのですが、今後、そういう点も少し検討していきたいと考えています。
落札率が100%ですが、その辺りの理由はどういうところにあるのでしょうか。	予定価格を立てる際に、この業務ができる業者から参考見積りを取り、それをベースにしてしまったため、そのまま入札したときに、もしかしたら、参考見積りを出した業者が同じ金額で応札してしまったのかもしれないということが考えられます。

<p>予定価格調書、その次に参考見積りがあります。今の説明ですと、ほぼそのまま予定価格にしてしまったということですが、予定価格設定の検証手続はどのように行いましたか。</p>	<p>参考見積りを幾つか取り、最低価格であったところを予定価格として設定しました。</p>
<p>幾つかというのは、この資料の中に入っていますか。</p>	<p>入っています。</p>
<p>今回、落札した所とA社の2者ということですか。</p>	<p>はい。</p>
<p>公益財団法人パブリックヘルスリサーチセンターの見積書を、そのまま予定価格にしたのはなぜですか。</p>	<p>A社と金額を比較して、安いほうを取りました。</p>
<p>これは、過去に実績はありますか。同じ案件は、今回が初めてですか、それとも過去にありましたか。</p>	<p>今回が初めての案件です。</p>
<p>そうすると、実績の比較はできないことになりますか。</p>	<p>そう考えています。</p>
<p>それなので、安いほうの参考見積書をそのまま予定価格にしましたということですか。何らかの検証は、少し内容の吟味はしましたか。</p>	<p>見積書に明細が付いていますので、私がそれを見て、ここはどうなのだというので、一定引いた金額を出してもらったというプロセスはあります。</p>
<p>その見積りは何らかの打合せをしたのでしょうか。</p>	<p>一度、業務の内容を簡単に出してもらって、少し高いのではないかとということで相談したという経緯があります。</p>
<p>少し打合せをして出してもらったということですか。分かりました。あと、これは総合評価なので技術評価をしています。得点配分、総合評価の価格点、技術点、技術点ということで、全体の満点が300点になっております。技術点が2つに分かれていて、価格とは同等に評価できる項目とできない項目と2つあります。これは、どういう内容ですか</p>	<p>価格とは同等に評価できないものというのは、提案部分に近いような、創造性、独創性とか、我々の仕様書に対して、プラスアルファでご提案いただくような部分のことで、それを価格では対応できない部分と表現していると考えています。</p>
<p>結論から言うと、技術点は200点だという理解でいいですか。</p>	<p>そういうことです。</p>
<p>わざわざ、創造性の部分とそれ以外の部分を項目として分けたにすぎないということでしょうか。ほかに何か深い意味があるのでしょうか。</p>	<p>特に深い意味はなく、慣習上というか、総合評価を行う際に前例に倣ってこういう設定をしたということです。</p>
<p>そうすると、資料の評価シートで、平均点を取って技術点を120点と付けられたということで、技術を2つに分けると何らかの比率があり、点数として別に集計されるということではないのですね。</p>	<p>項目が分かれているだけです。</p>
<p>性質上分けたというだけの話ですね。</p>	<p>はい。便宜上分けています。</p>
<p>予定価格を立てるに当たり、公益財団法人パブリックヘルスリサーチセンターとA社の両者に一度見積りを出してもらい、それには明細が付いていたので、その明細をベースに打合せをして、最終的な見積書が出てきたということでしょうか。</p>	<p>はい。</p>
<p>そうすると、ここにはありませんが、この見積書には明細が付いているのですね。</p>	<p>明細と言っても、この程度の明細で少し交渉したというところですよ。</p>
<p>明細というのは、ここに書いてあることでしょうか。</p>	<p>はい。</p>
<p>何々の作業に何人くらいで幾らという明細書があるというわけではないのですね。</p>	<p>はい。個別の単価が出る人員みたいなものは、もらっていないということです。</p>
<p>もらっていないのですね。その中で、この2つから、一番安いほうの公益財団法人パブリックヘルスリサーチセンターのものを丸々予定価格として使ったということでしょうか</p>	<p>はい。</p>
<p>これ以外の予定価格の立て方はあるのでしょうか。</p>	<p>この案件については、このやり方でやる必要がありました。</p>
<p>いいえ、今後、改善する方法として、それ以外のやり方はあるのでしょうか。</p>	<p>改善する方法については、仕様書に基づいて作業工程等を考慮に入れて、別にそれぞれでどれくらいの金額がかかるのかを調べて、それを積算して予定価格を立てていきたいと考えております。</p>
<p>表紙の見積書の裏側に明細書が付いていれば、それ同士で</p>	<p>そうです。仕様書に基づいて。</p>

比較することができるという話ですね。	
この手の入札で、このように、ある者のものをそのまま予定価格として立てると、100%になるという確率はかなり高いわけですね。ですから、今後、予定価格の立て方を工夫した方がよいのではないかと思います。	
私もその点に同感です。この見積書は、公益財団法人パブリックヘルスリサーチセンターとA社では、中身としていることが全然違うのかもしれないので、こういう予定価格の立て方はまずいと思います。もしかしたら、A社は、公益財団法人パブリックリサーチセンターの倍くらいの人数を掛けて倍くらいの成果を出そうとしているのかもしれないし、公益財団法人パブリックヘルスリサーチセンターは、国立保健医療科学院が考えられている数字よりもずっと下を前提としているのかもしれないということで、価格の適正さを担保できないと思います。 予定価格の点はそれとして、資料の審査調書は、前年のものだと思います。これは、固形癌患者を対象としたQOL測定業務ではないのですね。	違います。
違うのですね。	はい。
このB社は、今回応札していないのでしょうか。	B社は応札しておりません。
その理由は聞きましたか。	B社は市場調査の会社で、一般の人々を対象に調査することについては慣れているのですが、臨床現場でデータを取るノウハウはないということでした。
それは、お聞きになって分かったということですか。	はい。見積りもお願いしてみたのですが、うちではできないということでした。
見積りを出してきたもう1者は、入札説明書を取りに来た会社でしょうか。2者のうちの1つでしょうか。	はい。
なぜ応札しなかったのでしょうか。	こちらに書いてあるとおり、要件を満たす要員不足のために実施が困難ということでした。
そのような説明があったのですか。	はい。
仕様書からは、要員というのがよく分からないと思います。どのようなことを考えていたのでしょうか。入札説明会を行ったわけでもないのですよね。	入札説明会には参加してこなかったです。
説明会を行ったけれど参加してこなかった。	はい。
ということは、最初から諦めていたということでしょうか。	そういう感じだと思います。
先ほども少し質問があったと思うのですが、評価シートの、基礎点:必須項目の40点は、これは何も評価しないで全部付けてしまうのですか。	提案書の内容から、審査員の先生方に必須項目を満たしているかどうか評価してもらい、全て満たしているという判断でしたので40点という点数になっています。
(分科会長の意見) この案件については、特にありません。	
【審議案件6-1】 審議案件名 : 次世代医療機器・再生医療等製品評価指標作成事業 ー在宅医療機器ー 一式 資格種別 : ー 選定理由 : 随意契約を実施している案件中、随意契約の妥当性について、確認する必要があるため 発注部局名 : 国立医薬品食品衛生研究所 契約相手方 : 国立大学法人東京大学 予定価格 : 3,000,000円 契約金額 : 3,000,000円 落札(契約)率 : 100% 契約締結日 : 平成30年7月13日	
(調達の概要) 会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づく随意契約を行った。	

【審議案件6-2】

審議案件名 : 次世代医療機器・再生医療等製品評価指標作成事業 ー再生医療分野ー 一式
 資格種別 : ー
 選定理由 : 随意契約を実施している案件中、随意契約の妥当性について、確認する必要があるため
 発注部局名 : 国立医薬品食品衛生研究所
 契約相手方 : 国立大学法人浜松医科大学
 予定価格 : 3,000,000円
 契約金額 : 3,000,000円
 落札(契約)率 : 100%
 契約締結日 : 平成30年8月10日

(調達の概要)

会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づく随意契約を行った。

意見・質問	回 答
<p>随意契約を選択した両方の案件について、もしA大学のB教授、あるいはC大学のD教授以外に出来るとすれば、どうの方が挙げられるのでしょうか。</p>	<p>まず、この委員会というのが、今、7人の委員を決めています。そのメンバーの中で薬事行政のことに詳しい、なるべく知っている方がよくて、あと、ワーキングをまとめていって、最終的な結果に導いてくれそうな方というところから、座長の先生というのを選定しています。その座長の先生に、随意契約の形で会議の運営を任ずということをお願いしているのですけれども、今回はB先生が、そういう意味では薬事行政のことも含めて一番詳しいという、医療と工学を両方知っているという先生で、まとめていくのにふさわしいということでB先生にしました。ほかの先生に頼むとしたら、例えばE大学のF先生なども、もしかしてB先生が駄目なときは候補に挙がった可能性があります。</p>
<p>そうすると、今回は予定価格調書を見ると、大体、何回かの会議に出席されて、その会議の中でB先生あるいはD先生が座長として会議をまとめられると。 その最終成果物としてレポーティングしなさいということになっていますけれども、レポーティングするのは誰ですか。レポーティング代、レポーティングする時間等はこの予定価格調書、見積書の中に入っていないのですが、実際にレポートとして成果物を出しなさいと仕様書のほうではなっています。誰がレポートを作るのですか。</p>	<p>それは報告書のことですか。</p>
<p>はい。評価指標作成を行うということですよ。</p>	<p>はい。評価書案を含めた報告書という形で、最後の報告書は出来上がります。</p>
<p>7月13日から3月20日まで履行期間ということで、その中で何回か会議で千葉などに行かれて、このメンバー7人の中で会議を行って、ほかの方も入るかもしれませんけれども、会議を行って、その中で評価指標を作成する。その結果をレポーティングするということだと思いますが、それが予定価格調書の中には、レポートするという行為が全く入っていないのですが、それは必要なのですか、不要なのですか。</p>	<p>価格に含まれるかどうかですね。もちろんこの中で報告書を作成してもらうのですが、各委員に調査報告みたいなものをパートに分けて書いてもらうのと、それを基に評価指標というものを、全体で会議の中を通しながら、議論しながら作って行って、その文書自体は最終的には事務局とまとめたものを、また先生に査読してもらうような形で、評価指標案というものを作って、報告書の中に入れて作っています。ですから全員で作っているという。事務局のほうも最終段階で文書のチェック等は実行しています。</p>
<p>これは、その見積書の中に、その作業の金額、コストの中に入れるべきものですか、入れなくていいのですか。</p>	<p>先生方に書いてもらっている分に関しては、謝金の扱いです。印刷代とかは別途、雑役務費という所に載せています。</p>
<p>そうですか、そうするとこの謝金の中に、そういったレポーティングの時間コストも。</p>	<p>先生方の分はそこで。</p>
<p>入っているということですか。分かりました。それから、予定価格をお作りになるときに、A大学あるいはC大学のほ</p>	<p>基本的に例年といいますか、同様の事業などを参考にしながら見ているという形ですが、例えば一つ一つ細かく検</p>

<p>うから、参考見積書を取っていますが、予定価格は参考見積りをそのまま予定価格としています。何らかの検証、本当にこの参考見積りが適切な価格であるのかどうかということの検証はしていますか。</p>	<p>証というところまでは、大変恐縮なのですが、してはいないという形です。</p>
<p>してはいない。</p>	<p>一応、検証はしていますが、細かいところまで一つ一つやっているかどうかと言われれば、そこまでは及んでいません。 でも、事業終了時には細かな、いわゆる謝金、旅費などの経費内訳書を提出することになっているので、中身のほうは、その経費内訳書のほうで、一応どのようなものに使ったという過程のほうは、こちらで把握できるようにしています。</p>
<p>そうしたら、こういった案件というのは、恐らく過去にも幾度となく予算化されていると思いますので、過去の実績等も踏まえていただいて、少し内容の吟味ということもしていただきたいと思います。 それから、この資料を見たときに、非常に簡単な仕様書だなと思ったのですが、この仕様書で大丈夫なものなのでしょうか。ほぼ1ページですよ。この仕様書で対応可能なのですか。成果物がちゃんと出てくるのですか。</p>	<p>これは結局、事業自体が丸投げではなくて、委員会には我々が事務局で参加していて、方向性や結果に対するチェックは随時していて、毎回先生から上がってくるレポートなども、その場で私どもも確認しています。内容が不足しているようなときは、もちろん補足してもらい形で随時対応してもらっていますので、出来上がってきている報告書が、もともとの目的からずごく外れるということはできないような仕組みになっています。</p>
<p>分かりました。では、先ほどの予定価格の検証と、それから仕様書につきましても、もう少し踏み込んだ内容にしてはどうでしょうか。</p>	<p>ありがとうございました。</p>
<p>随意契約理由書の目的・内容の所に書かれている、この「審査WG」というところ、その前に2つ、厚生労働省の委員会と経済産業省の委員会と書いてありますが、これはどちらにぶら下がる審査ワーキングですか。</p>	<p>審査ワーキンググループというのは、薬事申請の際、もともと医薬品医療機器総合機構（以下「PMDA」という。）の方、審査する側の人に役立つような評価指標というのを作るのを目的にしている、これは厚生労働省のほうに審査ワーキンググループというのがぶら下がっています。経済産業省のほうに開発ガイドライン、これは間に産業技術総合研究所が入ってやっています。産業技術総合研究所とのカウンターパートとして我々国立医薬品食品衛生研究所が入って、それぞれ事務局として専門的な知識をいかして事務局を運営しているという形になっています。</p>
<p>ということは、この審査ワーキンググループは結論から言うと、厚生労働省の委員会の中にぶら下がっていると。</p>	<p>はい。</p>
<p>それを国立医薬品食品衛生研究所が事務局を執って、ワーキングを動かしているということになるわけですが、300万円というお金を、契約で、そのワーキングを動かすために使うということですね。つまり厚生労働省の組織を動かすために、契約の金額を動かす、契約をしているということですね。お金が厚生労働省に戻ってくるということですね。そうではないのですか。それがどういうことなのか、よく分からないのですが。</p>	<p>厚生労働省に入ってくるお金は支出委任という形で、厚生労働省の本省のほうから国立医薬品食品衛生研究所の方に来て。</p>
<p>それでA大学に行くわけですね。</p>	<p>はい。</p>
<p>でも、A大学に行くのだけれど、実質的にはこのワーキングを動かすためのお金ですから、A大学が使うわけではなくて、ワーキングを動かすためのということで、要は厚生労働省の中の組織を動かすために使っているということですね。</p>	<p>ちょっと違います。ワーキンググループの会議の運営などの事務をやってもらっているというのが正式な形だと思います。</p>
<p>だから、そのお金がないとワーキングが動かないのですよね。旅費は出ないし、謝金も出ないから。</p>	<p>そうです。</p>
<p></p>	<p>その会計を座長のいる所に委託しているような形になっています。</p>
<p>分かりました。</p>	<p></p>

もし会議の運営などだったら、直にそちらの国立医薬品食品衛生研究所でやればいいのではないかと。なぜ、そちらに委託するのですか。訳が分からないのですが。	一応、これは当初からの話ですので私が本当に全部知っているわけではないのですが、大体、国立医薬品食品衛生研究所にそういう運営するような能力がなかったというところが、やはり最初にありました。
でも、大学の先生とか、もっと能力がないのではないですか。	そういう事務員がいないということも。
大学の先生の方がもっといないのではないですか。	いえ、ここで座長をやるような先生の所には秘書等がいて、やってくると記憶しています。これは大分昔から始まっていることです。
でも、それは常識に反するではないですか。B先生も研究者なのですから。それで実績を上げられているのですから。その研究室の秘書がお手伝いすることもあるだろうけれど、それでは普通は足りないですよ。事務局をきちんと抱えている研究所だったらやれるだろうけれど。実際は研究所がやるのではないですか。	やっていないです。
やっていないのですか。	事務作業とか文書を整理することはやっていますが、会計に関するところは全て委託している所でやっています。
そうですか。別の観点から質問ですけれども、研究費の助成と調達、どこで切り分けられるのですか。研究費の助成でもいいような気がします。それを調達でやるのはなぜですか。	すみません、それは私では分かりません。
それから、先ほどの旅費であるとか日当であるとか、そういう何に使ったかという用途というのは分かるのだけれど、この成果というのは。そもそも成果、知財が発生するとして、その成果はどこに帰属するのですか。これは開発にも関係していますよね。審査の迅速化と開発の迅速化みたいなことを目標にうたっているけれど、これで何らかの権利ができたとして、その権利はどこに帰属するのですか。	ちょっと帰属という考え方がよく分かりませんが、成果物に関しては、最終的に評価指標は厚生労働省からの通知として発出されます。それを審査する側、更に開発申請する側が使って、医療機器の申請等を行っているというのが現状です。
今の質問に限定すると、要するに、そういうものから出てくるいろいろなものがありますよね。知的財産権と称されるようなものも含めて。そういうものは、どこに帰属することを想定されているのですか。報告書の著作権を言っているのではないですよ。そうではなくて、いろいろ研究されて、いろいろノウハウも含めて、恐らく成果は出てくるのだろうと。それはどこに帰属するのですか。A大学、それとも国立医薬品食品衛生研究所ですか。あるいは国なのでしょうか。	これは公表されるものなので、国民全体に還元されるものだと思います。
国民全体とは、それはパブリックドメインということですか。そんなことはないでしょう。お金を出している所が、なぜ権利がないのですか。	厚生労働省に帰属すると思います。
国に帰属するというお考えですか。	ええ、国です。
それから、こういうことに当たったB先生やD先生、この方は結局、例えばこの予備審査にも当たることになるのではないですか。御自分で指標作りに関与されて、その作られた指標に基づいて審査する側にも当たるのではないですか、恐らく将来。それがいけないと言っているわけではないですよ。	審査するのはPMDAのほうでやる予定ですので、大学のほうは、作って審査する側には回らない。
いや、大学が審査するというのではなくて、機構自体もそういう能力があるわけではないから、結局この審議会みたいなものを作って、こういう先生方にそこをして、それでやってもらうことになるのではないですか。	そこは否めないところはありますが、そういうところはそういう先生に有利にならないように、PMDAの中の審査会などで中身を吟味していると思います。 恐らくPMDAの専門委員会と、もしPMDA内の専門知識だけで分からないところがあれば、それを外部に聞くときはあると思うのですが、そこは利益相反にならないような形で委員は選定されているはずですので。こういう所

	に入った先生を入れるかどうかというのは、また、そちらのPMDAの判断になると思うのですけれども、そこで吟味されているはずです。
私が懸念するのは、B先生をピックアップしたというのは、現在そのような役職にあって、有力な方だからではないのですか。	現在はそうではないです。そういう知識を広く持っているというところで、適任だと判断しています。審査に関わるからということではないです。
(分科会長の意見) そうですか。では、この程度にしておきましょう。分かりました。この案件については、特にありません。	どうもありがとうございました。
【審議案件7】 審議案件名 : 国立感染症研究所戸山庁舎蓄電池設備改修工事 資格種別 : 電気工事(「A」又は「B」ランク) 選定理由 : 総合評価落札方式を実施している案件中、低入札価格調査を実施しているため 発注部局名 : 国立感染症研究所 契約相手方 : 門倉テクノ株式会社 予定価格 : 106,596,000円 契約金額 : 51,840,000円 落札(契約)率 : 48.6% 契約締結日 : 平成30年8月29日	
(調達の概要) 一般競争入札(総合評価落札方式)を行ったところ、3者応札があり、門倉テクノ株式会社が契約の相手方となった。落札率は48.6%である。	
意見・質問	回 答
技術評価のところから質問させていただきたいと思います。提案書の技術審査採点表がありますけれども、まずこれが加算点ということで、満点が15点の中で点数が付けられているということで、対象となる会社が3つあります。A社、B社、門倉テクノ株式会社で点数が付けられているということですね。それで、この技術点を評価されたものが、総合評価落札方式ですので、最終的に技術点として加算されていくわけですけれども、仕様書の中の総合評価落札方式に関する事項として、どのようにそれが総合評価されるかということが書いてあります。評価値として、技術点として標準点と加算点を足してそれを入札価格で除すということで、最も点数の高い者を選択するということになっていますが、その計算過程を示した資料はこの中に付いていますか。	資料としては添付していませんので、結果を読み上げますが、それでよろしいですか。
お願いします。	A社から説明すると、基準点が100点で加算点が5点、評価点が105点となり、入札価格が1億4,200万円で総合評価点が0.000000739となります。B社ですが、基礎点100点と加算点が5.5点で、評価点が105.5点、これを入札価格の8,200万円で割って、総合評価点が0.000001287となります。門倉テクノ株式会社ですが、基礎点が100点で加算点が2.5点、評価点が102.5点で、入札価格4,800万円で割って、総合評価点が0.000002135となります。
	補足ですが、仕様書で先ほど読み上げましたように、評価値は標準点プラス加算点を入札価格で割った数字ということになっていて、標準点は100点、加算点は15点を満点としたところの数字ということになります。今回、落札をした所と言うと、門倉テクノ株式会社については基準点が100点、それに先ほどの資料の株式会社門倉テクノの所に書いてある2.5を足して、それを入札価格の4,800万で割るということで出た数字が、先ほどの総合評価点としての0.000002135という数字になると。0.00000という共通する

	分を除いて申し上げると、門倉テクノ株式会社が 2135、B社が 1287、A社が 0739 ということで、評価点的には門倉テクノ株式会社が一番高かったということです。
それでは、総合評価落札方式で、その数字というのは非常に重要な数字ですので、次回以降この調書の中に入れておいてください。それから、今の評価の仕方ですけれども、先ほどの資料に総合評価落札方式による相手業者の選択の基準のことが書いてあります。加算点が 15 点で標準点が 100 点ということで、技術評価の面ではたった 15 点の差しかないということなのですが、例えば、もしかしたら 50 点であったり 100 点であったりするかもしれないのですけれども、15 点にした理由はどういうところにあるのですか。というのは、技術評価の入札対象の中でのウェイトが非常に低すぎるのかなと思うところもありますが、何らかの理由があればそれをお願いします。	少々お待ちください。
もし資料が見当たらないようであれば、また後日で結構です。15 点にされた辺りのことを。	一応、要領がありまして、その要領にのっとった形で作っております。国土交通省が示している標準仕様書の点数で、簡易版だと恐らく 15 点とか 20 点ぐらいだったはずですよ。
15 点加算ですか。	それを基に作っていますので、簡易版だとどうしてもそのような技術点となってきます。
要するに、業者間で技術的な開きはそれほどないという前提だと、そういう意味ですね。	はい、そうです。簡易版というところです。
標準点で 100 点をもたらえる業者については、特に大きな技術差がないということですか。	簡易な工事であるというところで、標準版ではなくて簡易版ですので、その技術点の点数が少ないというところですよ。
そんなに開きを付けなくてもよいのだと、それが正しいということですか。	そういうのが示されている仕様書に基づいてやっていますので、15 点になっています。
これは現在、工事にかかっていますか。	はい、工事を進めています
途中経過ですが、問題ないですか。	問題なく進んでおります。
(分科会長の意見) そうですか。では結構です。 この案件については、特にありません。	
【審議案件 8】 審議案件名 : BSL3実験室ホルムアルデヒド燻蒸消毒業務請負契約 資格種別 : 役務の提供・建物管理など各種保守管理或いはその他(「B」、「C」又は「D」ランク) 選定理由 : 一般競争入札を実施している案件中、落札率が低いため 発注部局名 : 国立感染症研究所 契約相手方 : 丸三製薬バイオテック株式会社 予定価格 : 2,371,244円 契約金額 : 1,112,400円 落札(契約)率 : 46.9% 契約締結日 : 平成 30 年 8 月 24 日	
(調達の概要) 一般競争入札(最低価格落札方式)を行ったところ、2 者応札があり、丸三製薬バイオテック株式会社が契約の相手方となった。落札率は 46.9%である。	
意見・質問	回 答
予定価格調書の項目ごとの金額の出し方ですけれども、この予定価格調書の四角、ボックスの一番下の所に、物品費については直近の契約実績額及び参考見積額の平均としている、直接人件費は平成 30 年度の建築保全業務労務単価等を使用しているというコメントが入っています。非常に細かい話で大変恐縮なのですが、まず一番上のホルムアルデ	はい。

<p>ヒドガスは 500 グラムの単価、これについてはA社の参考見積書から引っ張っていらっしゃるという理解でよいでしょうか。</p>	
<p>次に、ホルムアルデヒドガス発生器等一式の単価の数字ですが、コメントを見ると、物品費は直近の契約実績額及び参考見積額の平均としているという文言から察するに、参考見積額と契約実績額からこの額を出してきているというように、この予定価格調書を見ると理解すると思います。しかし、細かい話で恐縮ですが、電卓を入れますと、単純にこの参考見積額の 2 者の平均額について、直近の契約実績額という要素をどこに盛り込んだのか、という内容についてはいかがでしょうか。</p>	<p>説明いたします。実績額については、先ほどお話が出たホルムアルデヒドガスについては、資料にある請負金額内訳明細書が平成 28 年度の工事の実績の内訳です。ですので、ここの単価を持ってきて使ったということの説明になっています。</p>
<p>そういうことですか。</p>	<p>さらに、機器の部分については、市場価格を見るということで業者から参考見積りを取って、その 2 者の分の金額を平均して載せているということで、備考の部分の書き方がその意味では明瞭でなかったということになるかと思えます。</p>
<p>では、コメントの内容との齟齬はないということですね。分かりました。 それから、その下の所の直接物品費、業務管理費、一般管理費については、後ろの資料にある建築保全業務積算要領の所から一番低いパーセンテージを取ってここに付けたということですね。一番少ないパーセンテージを取った理由は何かあるのですか。</p>	<p>この数値は、どの数値を取っても構わないのですが、やはり国の事業ということで大きく数字を見積るというのはあまり適切ではないと考えて、一番小さい数字を取っているということです。</p>
<p>落札率が非常に低いものになったのですが、その理由は聴取していますか。</p>	<p>一応、今回の入札業者は 2 者ありまして、参考見積りを出してきた所と結果的には同じ所になってしまったということです。 参考見積りの金額ですが、見積金額として全体としては、消費税抜きの金額になっています。しかし、落札した丸三製薬バイオテック株式会社の落札後にもらった入札金額の内訳書を見ると、消耗品費については見積り段階から半額近く落ちている。器材費についても、実際の内訳書を見るとやはりこれも大変低い金額になっている。また、人件費ですが、見積り段階で数量の所は変わりません。金額としては 84 万という見積額になっていますけれども、ここについても内訳書を見ると大変割り引いた数字になってきているということです。</p>
<p>この工事はまだ完了していないとは思いますが、現段階では特に問題はないですか。</p>	<p>11月に実施し、完了しております。無事に何事もなく終わりました。</p>
<p>資料は平成 28 年のとき、つまり 2 年前にやったときの実績ですよ。そして、見積りを 2 年後に 2 者から取って、それで予定価格を立てたと。これで約倍ぐらい違うのですよね。それで予定価格を立てたというのは、何となく積んだときになぜこんなに違うのだろうかという感覚とか、予定価格の立て方として、既にやっている 2 年前で、この 2 年間で急激にホルムアルデヒド燻蒸の金額が上がるというのは普通あまり考えられないので、今後、一体どのように予定価格を立てたらいいだろうかということについて、お考えをお聞かせください。</p>	<p>まず、実績計画を平成 28 年のものを使ったということについて説明します。実は、これは毎年行っている事業ですが、平成 29 年度については機械の入替えをしたということがあって、入替え時に一緒にやったものですから、平成 29 年度はこれだけではやらなかった、いわゆる消毒業務としてはやらなかったということで実績が分からないので、平成 28 年度のものを使ったということです。 金額が非常に乖離してしまったということについては、実は予定価格の立て方を平成 28 年度と平成 30 年度とで変えています。平成 28 年度までは過去 3 年間の実績額の平均を取って、特に物品費については過去 3 年間の実績の平均を取る形で予定価格を立てていました。ただ、国立感染症研究所の入札のやり方として見たときに、これはほかの契約とやり方がちょっと違うということで、市場の今の状況を把握するためには参考見積りを取ってやるやり方にした</p>

	<p>ほうが良いのではないかとということで、平成 30 年度にやり方を変えています。変えた結果がこういう形になってしまいましたので、今後は実績も加味するとか、予定価格が実際の落札金額と差が出ないような工夫をやっていかなければいけないとは思っておりますが、どのようにやるかということについては今後検討したいと思っています。</p>
<p>今後検討するということが結構だと思うのですが、これまで実際にやっていた金額と今回の見積りの金額とがやはり明らかに違いすぎるというか、だから、もう少し臨機応変で適切な方法を考えていくことをやっていただければと思います。</p>	<p>もう一点説明を漏らしていました。今回、入札するに当たって説明会を開いたときに、業者が 2 者来ましたので、そこから参考見積りを取ったのですが、それ以外の所にも実は声を掛けて参考見積りを出してほしいという依頼をしましたけれども、断られてしまったので、仕方なく結果的に今回入れた 2 者からの参考見積りを使ったという形になってしまいました。今後は入札に参加しない業者からもデータを取って、そこで更に適正な市場価格の把握に努めたいと思います。</p>
<p>こういうことができるのかどうか分かりませんが、そもそも 2 年前にやっていた会社の実績の内訳があって、今回、予定価格を取るための見積りを取るということでやったときに、倍違うわけですね。なぜこんなに違うのかということを確認することができるのかどうか分かりませんが、確認して予定価格に調整をかけるということだっているのではないかなと思います。つまり、向こうにいいように高い値段を入れられて、それでこちらが予定価格を立てて、それで何か変な競争が発生しているというのは決して良いことではないのではないかなと思うので、こちらがきちんと予定価格を立てられるような体制作りが大切かと思っています。</p>	<p>大変参考になるご意見をありがとうございました。今後の検討の参考にしたいと思います。</p>
<p>(分科会長の意見) この案件については、特にありません。</p>	
<p>【審議案件 9】 審議案件名 : 厚生労働省上石神井庁舎電算棟中央監視装置更新工事 資格種別 : 建設工事—電気 (「A」又は「B」ランク) 選定理由 : 一般競争入札を実施している案件中、1 者応札であるため 発注部局名 : 職業安定局雇用保険課 契約相手方 : アズビル株式会社 予定価格 : 150,665,357 円 契約金額 : 150,336,000 円 落札(契約)率 : 99.8% 契約締結日 : 平成 30 年 7 月 18 日</p>	
<p>(調達の概要) 一般競争入札 (最低価格落札方式) を行ったところ、1 者応札があり、アズビル株式会社が契約の相手方となった。落札率は 99.8% である。</p>	
<p>意見・質問</p>	<p>回 答</p>
<p>3 回目の落札で、当然、落札率が非常に高いものになってしまったわけですが、一者応札の理由が書いてありまして、そこで、中央監視装置を構成する一部機器(保守期限切れの機器・部品)というような表現がありますが、これは問題ないのでしょうか。こういう、保守期限切れの部品を使用されているということの問題点はないのでしょうか。</p>	<p>これらは日常の定期保守を行っておりますので、もし不具合が見つければ、その都度、代替品に替えるなどしておりますので、直ちに問題が生じているという状態ではありません。</p>
<p>平成 16 年にこれを作ったということで、かなりの年月がたっているのですが、そうすると、耐用年数を超えてしまった部品が使用されているということですね。</p>	<p>そういうものも含まれています。</p>
<p>それは何らかのルールに抵触するようなことはないのでは</p>	<p>保守業者から特にそういった話は聞いていません。</p>

<p>すか。</p>	
<p>それで、落札率が 99.78%ということで、予定価格ぐら いのところで、現行保守業者であるアズビル株式会社が入 札を、札を入れてきたわけです。どういうふうな過程で予 定価格を作ったのですか。</p>	<p>まずは、この平成 16 年度以降、中央監視装置を設けま して、部品の取替え等、大規模な工事になります。やはり 私ども、専門家ではありませんので、まず、この電算棟の 維持管理業務を委託して行っている業者のほうに、その点 について助言を求めました。従来、この委託業者のほうか ら日々、この中央監視装置の状況は報告してもらっていま すし、私たちもウォッチをしておりますが、そういった所 についての経年劣化による本格的な工事ということで、ま ずはそういう保守業者のほうから助言を求めました。それ と併せまして、見積書も数者から取り寄せて、それを参考 に積算していくわけですが、まず今回、先ほど来申し上げ ているように、メインは部品交換というものになってきま すので、どこの部品の交換が必要なのかを私どもは実際 に見て、当たり前の話ですけども、業者の方からもいろい ろと、保守業者からもそういう、現場のほうで確認をし、ま た、アドバイスを求めながら、そういった形で、どの部品 を交換する交換しない。また、この部品の交換に伴う経費、 人件費がどの程度かかっているか、作業日数等々、そうい う話も受けつつ、見積りを徴取して、それを参考に作った と、そういう経緯です。</p>
<p>そうすると、参考見積書を取った業者は何者ぐらいです か。</p>	<p>トータルでは 4 者です。ただし、この中央監視装置、メ インの部分について 2 者、あと、先ほど少し申し上げてお ります、煙感知に係る工事について 2 者です。中央監視と、 それ以外の煙感知器、トータルでは 4 者です。</p>
<p>中央監視装置の 2 者については、その中にアズビルも入 っているということですか。</p>	<p>そうでございます。</p>
<p>アズビル株式会社以外の 1 者ほどのような参考見積金額 を出してきたのでしょうか。</p>	<p>すみません。ちょっと今、手元にありませんので、具体 的な金額等の数字はありませんので。</p>
<p>そうしますと、予定価格調書の中身ですが、99.78%の落 札率ですので、業者の参考見積りと、ほぼイコールで作ら れてきていることになると思います。例えば、数量につき ましては、アズビル株式会社等のいろいろな助言を求めて、 どの部分でどういう部品交換が必要かは把握していると思 いますが、そのときの単価ですけども、要するに、市場価 格に合っているかどうか、単価についてはどのように検証 していますか。</p>	<p>市販等されている積算資料とか、そういったところを見 ても、私どもの中央監視装置の仕様にあった機器を特定す ることはなかなか難しい場面がありました。ですので、単 価の設定に当たりましては、先ほどの説明のように、業者 からの見積りを参考にした部分は大きいと思います。複数 者から見積書が届きまして、その比較と、あとは何よりも、 私どもが現場のほうを見て、素人的な言い方ですが、果た してこの部品がこの金額になるものなのかどうか、そこは 見積りを取った業者と、私どもが電算棟を維持管理しま らっている受託者に、業者に対して、そこは確認なり助言 を求めながら、そういう形で、金額の妥当性というか、そ こを押し量った経緯はあります。</p>
<p>そうすると、アズビル株式会社の参考見積り以外に、適 正な単価が付されたかどうかを検証する方法はないのです か。</p>	<p>厚生労働省では、当然、いろいろな調達に係る契約をた くさんやっています。もちろん工事もありますので、そこ の元締めである会計課の中に、こういった工事についての 積算に対してのチェックをするといいますか、アドバイ スのある部署もありますので、そういった所をもう少し活 用しながらやってみてはどうかと。これは事後的な話です が、そういうやり方もあったのではないかと今は思いま す。</p>
<p>予定価格が大体どの程度かをアズビル株式会社はほぼ把 握されていたのではないかと、というようなぐらいの入札金 額を入れてきているので、一者応札ということもあったの でしょうが、その辺の価格面の検証方法をもう少し検討さ</p>	

<p>れてはいかがかと思えます。</p>	
<p>予定価格調書の後、この内訳のただし書を見ると、見積りの単価は業者見積りの平均値によるということなので、複数者の見積りを取って、その平均を取ったということですね。</p>	<p>はい。そうです。</p>
<p>話は戻るのですが、先ほどのご説明の中で、今現在はアズビル株式会社が庁舎管理をやっているのですよね。</p>	<p>いえ。A社とB社の共同企業体です。</p>
<p>そうすると、内訳の費目はその業者が作ったのですか。</p>	<p>そうです。</p>
<p>つまり、例えば何者かあって、見積りを取ると、こんなにきれいに費目って横並びで合わないから。</p>	
<p>この費目を作ったのは、前もって項目を作っておいたのか、それとも、何か出てきたやつを見ながら、必死になって横並びで作ったのか、どうやって作ったのですか。</p>	<p>先ほど説明しましたように、どの部品を交換するのかわかるというのは、やはり私どもにも難しい部分がありますので、まずはA社に庁舎の維持管理をしてもらっているの、そこからの話を聞いています。今回こういう工事をすると、大きくは、ここここの部品交換になりますと。その話を受けて、そこからアズビル株式会社と、もう1者C社のほうに見積りを出してもらいました。その際には、電算棟の中央監視装置を維持管理してもらっているA社と話をもらっています。言われるとおり、当然そこはそれぞれ違った見積りも出てきていますが、その後の話合いの中で品目を揃えた経緯があります。</p>
<p>資料の一者応札の状況等の一番最後に、「本調達を落札した業者は、中央監視装置の現行の保守業者である」と書いてあるのですが、これはアズビル株式会社ではないのですか。</p>	<p>そうです。電算棟の中にもいろいろな機能がありますが、そこは言われるとおりです。定期的に中央監視装置の保守点検をもらっています。</p>
<p>保守点検をしているのですか。</p>	<p>はい。そこは誤解があったかもしれませんが。</p>
<p>空調関係は違うのですか。</p>	<p>空調関係、建物、電算棟全体はA社です。自家発電機等いろいろありますが、その全体を見るのはA社で、中央監視装置についてはアズビル株式会社です。</p>
<p>今回の調達は、古いのを一部残さなければいけない。でも、調達のメインは空調ですよね。中央監視装置の一部機能も含まれていますか。</p>	<p>大きく4系統あります。メインはむしろ部品交換ですね、中央監視装置のほうのリモート機器等の。</p>
<p>そちらがメインですね。</p>	<p>そちらがメインです。次に空調という、そういう順番です。</p>
<p>そうすると、一番最初の空調監視装置の一部機能を変えるためには、これまで中央監視装置の保守点検をしていたアズビル株式会社でないとかなり難しいと、他者さんがおっしゃっていたのですね。</p>	<p>そうですね。そういうことです。</p>
<p>なるほど。</p>	<p>平成16年度以降、中央監視装置を設置して以来、今までずっと、保守期限切れといいますか、年数を超えて使っている機器もあります。あるいは途中で部品を新しくしたものもあります。そうすると、それぞれの部品をつなぎ合わせる、信号系統といいますか、そういうプログラムもありますし。ですから、単純に部品交換だけというのも難しい部分があります。ですので、全体を束ねるノウハウというか、そういう技術的なことも必要になってきます。全体を変えると、全部品を取り替えるということでしたら、ほかの業者の参入もあったかもしれませんが、部分的な補修、交換ですので、その部分が難しかったのではなかろうかと思えます。</p>
<p>情報系のシステムの場合に、こういうことがよく起きるのですよね。抜けられない無限ループに入っているみたい</p>	<p>システム開発でいいますと、そこは今、いろいろ議論されていると思いますが、仕様書をもう少し標準化して分か</p>

<p>なところがあって、これを抜け出すための調達工夫として、今後、考える方法はあるのでしょうか。たぶん、あちらこちらで皆さんが頭を悩ませている問題だと思いますが。</p>	<p>りやすくするという部分もあるでしょうし、また、調達のスケジュールも公告期間とか、そういう見直しもいろいろあるかと思います。</p>
<p>例えば、この4つは一括で契約しなくては行けませんか。</p>	<p>先ほど説明しましたように、中央監視装置の全部を替えるのであれば、この部分についてはちょっと待ってもいいかという判断も働こうかと思いますが、古い部品と新しい部品が混在するような形での工事だったので、そこら辺りの切分けは難しかった面はあります。ただ、先生が言われるように、基本的には分けることは可能だとは思いますが。一部可能だとは思いますが。</p>
<p>この中央監視装置は、そもそも新設のときもアズビル株式会社ですか。</p>	<p>はい。</p>
<p>だから結局、人質に取られて、ずっとくっついて、10何年きてしまったことになるのですね。だから、何か工夫しないと確におかしいのかと思います。それと、請負契約書があるのですが、この一条に設計図書とあります。設計と調達を分離することも考えられると思いますが、これは設計図書はないのですよね。仕様書と現場説明に対する質問回答書だけですか。</p>	<p>設計書とかはありません。現場説明書とかいったものだけになります</p>
<p>ということは、余計に業者の言いなりになって、これは交換しなければ行けませんと言われると交換しなければいけないと思うし、これはこっちに替えたほうがいいですよとなるとまた替えるというような、そういうふうになっていってしまいますよね。やはり何か変えなければ行けませんね。何かありますか。</p>	
<p>今はずうっと補修をしてくれる業者をお願いしているわけですし、空調に関してはA社、それから、中央監視盤に関してはアズビル株式会社に保守管理をしてもらっているわけなので、そうすると、中央監視はどこに限界があるかを見るのは、結局、アズビル株式会社の言うとおりにになってしまうわけですね。だから、どこに問題があるか、第三者評価を求めるというやり方もあるかもしれません。今のご指摘だと、設計書ではないけれど、やはりここに問題があるのではないかというような。今、世の中全体で見たら、そもそもこれ全部取り替えたほうがいいよという話も出てきて、そちらの方がずっと安いですよと言われることだってあり得るわけなので。一度違う目で見してみる、ということもあるかもしれません。</p>	
<p>(分科会長の意見) この案件については、特にありません。</p>	

2 2 府県労働局における公共調達監視委員会の活動状況については資料の配付をもって報告を行った。

【問合せ先】

厚生労働省大臣官房会計課監査指導室

電話03-5253-1111 (内7965)